

- (1 1) 第 2 次中期目標・中期計画・年度計画

第 2 次中期目標 (変更後)	第 2 次中期計画 (変更後)	2 0 年度 ~ 2 3 年度計画 (2 2 年度は変更後) (注) 番号は、平成 2 3 年度を基本とし、2 3 年度にない番号については 2 2 年度 2 1 年度と遡って当該年度の番号を付記した。
<p>序文</p> <p>独立行政法人平和祈念事業特別基金 (以下「基金」という。) は、昭和 6 3 年 7 月に認可法人として発足して以来約 2 0 年にわたり、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者 (旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者 (昭和 2 0 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者 (今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者) 等 (以下「関係者」という。) の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきた。</p> <p>平成 2 2 年 6 月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法 (平成 2 2 年法律第 4 5 号。以下「特別措置法」という。) が成立し、基金は、戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成 2 5 年 4 月 1 日までに解散するとともに、平成 2 2 年 1 0 月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。</p> <p>このため、特別給付金支給事業を着実かつ効率的に推進するとともに、平成 2 2 年 9 月には平和祈念展示資料館の資料を確実に国に引き継ぐ必要があることから、独立行政法人通則法 (平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 2 9 条の規定に基づき、基金が達成すべき業務運営に関する目標 (以下「中期目標」という。) を以下のとおり定める。</p>	<p>平成 2 2 年 6 月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法 (平成 2 2 年法律第 4 5 号。以下「特別措置法」という。) が成立し、独立行政法人平和祈念事業特別基金 (以下「基金」という。) は戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成 2 5 年 4 月 1 日までに解散するとともに、平成 2 2 年 1 0 月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。このため、中期目標期間における事業については、着実かつ効率的・効果的な実施を図るため、独立行政法人通則法 (平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 3 0 条の規定に基づき、基金が中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>	<p>(2 0 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 2 3 年度)</p> <p>独立行政法人通則法 (平成 1 1 年法律第 1 0 3 号) 第 3 1 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金 (以下「基金」という。) の平成 2 0 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 2 3 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度～23年度計画(22年度は変更後)
<p>第1 中期目標の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務経費の削減 (1)業務の効率化を進め、平成22年9月までの2年6月間においては、経費総額(特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。)について、前期末事業年度(平成19事業年度)に対する平成22事業年度の割合を75%以下とする。</p> <p>(2)「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3)給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減 (1)職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。)について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する平成22事業年度上半期(22年4月1日～同年9月30日)の割合を75%以下(通年ベース)とする。</p> <p>(2)人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)とともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(3)給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p> <p>2 外部委託の推進 外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務経費の削減 (20・21・22年度) 業務経費(注)全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。 また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。</p> <p>(注)20・21年度は「特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く」、22年度は「特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く」</p> <p>1 人件費の削減 (23年度) 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。</p> <p>(注)「業務経費の削減」を削除したのは、特別給付金支給事業経費が対象外経費であるため。</p> <p>2 外部委託の推進 (20・21・22年度) 外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。</p> <p>(23年度) 外部委託する方が効率的と認められる業務について、外部委託を推進する。 (注)コア・コンピタンスの蓄積を必要とした展示会実施等の事業がなくなったため。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度～23年度計画(22年度は変更後)
<p>2 組織運営の効率化 現行の運営体制を検証し、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の合理化・効率化を推進する。</p> <p>3 随意契約の見直し (1)「独立行政法人整理合理化計画に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。)に基づき、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表し、随意契約の適正化を推進する。 (2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。 さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約監視委員会において競争性のない随意契約等の見直しを行うなど、契約状況の点検・見直しを進めるものとする。</p>	<p>3 組織運営の効率化 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p> <p>4 随意契約の見直し (1)「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 (2)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを公表する。なお、監事による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>3 組織運営の効率化 (20年度) 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。 なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。 また、業務・システムの最適化を図るため設置したC I O補佐官を積極的に活用し、引き続き業務運営の効率化を図る。 (21・22・23年度) 組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。 (注) 21年度から「なお書き」以降を削除、23年度は業務量から判断して「追加」を削除した。</p> <p>4 随意契約の見直し (20・21年度) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。 なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。 (22・23年度) (1)「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 (2)「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。 なお、監事による監査についても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度～23年度計画(22年度は変更後)
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 関係者の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)の収集を行う。</p> <p>(2) 資料の保管 保有している関係資料について、体系的な整理を行い、適切な保管を行う。 保有している関係資料のうち、特に貴重なものについては、次代に確実に引き継ぐことができるよう、適切な保存措置を講ずる。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p> <p>(2) 資料の保管 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果(以下「在り方の検討結果」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行</p>	<p>(20・21・22年度)</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (23年度)</p> <p>第2 特別給付金支給事業の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 資料の収集、保管及び展示 (1) 資料の収集(23年度は事業終了のため削除) (20年度・21年度) 個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>(22年度) ~のうち、必要に応じ、未収集の重要な関係資料について収集し、適切に国へ移管する。</p> <p>(20年度) 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p> <p>(21年度) 既存の寄託品については、寄贈への切替えを所有者に依頼する。また、寄贈承諾を得られない所有者に対しては、引き続き、寄託の継続を依頼する。</p> <p>(22年度) 既存の寄託品については、寄贈への切替えを所有者に依頼する。なお、所有者の所在不明又は所有者への連絡が不能のため承諾を得られないことにより寄贈への切替えが困難な寄託品の扱いについては、資料整備等検討委員会において方針決定し、その決定により処理する。</p> <p>(2) 資料の保管(23年度は事業終了のため削除) (20年度・21年度) 総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。</p> <p>(22年度) 総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果(以下「在り方の検討結果」という。)を踏まえつつ、次の事項を行い、関係資料を国へ適切に移管する。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>保有している関係資料の電子データ化を積極的に進める。</p> <p>(3)資料の展示 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。 平和祈念展示資料館への中期目標の期間の2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。</p>	<p>う。 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿の倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。</p> <p>(3)資料の展示 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。</p>	<p>適切な保管 ア環境の整備 (20年度) 収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。 (21・22年度) 資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さないよう、良好な保管環境を維持する。 (20・21・22年度) イ関係資料の修理等 専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。</p> <p>適切な保存措置 ア適切な環境での保管 (20・21・22年度) 必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。 イ劣化防止 (20年度) 希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。 (21年度) 20年度に再点検を行った資料約17,000件について、専門家と連携して、必要に応じて修理等を実施する。 また、希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。 (22年度) 関係資料については、必要に応じて劣化防止のための措置を講ずる。 (20・21年度) 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。 (22年度) 平成22年度に寄贈された関係資料の電子データ化については、前年に引続き実施する。 また、関係資料の画像化については、積極的に推進する。</p> <p>(3)資料の展示(23年度は事業終了のため削除) 平和祈念展示資料館 (20年度) 関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。 (21年度) 関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続する。また、開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度～23年度計画(22年度は変更後)
<p>平和祈念展示資料館における展示以外にも、全国各地において、展示会等を積極的に開催する。</p>	<p>その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、平成22年9月までの2年6月間における入館者数を13万人以上とする。</p> <p>特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、平成22年9月までの2年6月間における入場者数を4万人以上とする。</p>	<p>(22年度) 関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、定休日(月曜日)の臨時開館等を継続する。また、インターネット資料館の開設に伴う新入館者に対し、適切な対応を行うことにより、リピーターの増を図る。なお、平成22年4月から9月までの6か月間の入館者数が目標の3万3千人以上となるように努める。</p> <p>特別企画展</p> <p>(20年度) 関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。</p> <p>(21年度) 関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を平成21年5月14日(木)～24日(日)の11日間に沖縄県平和祈念資料館(予定)で開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。</p> <p>(22年度) ア企画展関係資料の効果的な活用を図るため、関係資料、収蔵資料を展示する特別企画展を3回開催し、集客の底上げを図る。 4・5月「祖国日本までの長い道のり 兵士が、抑留者が、引揚者が」 6・7月「家族の肖像 生と死の記憶」 8・9月「終戦記念特別展 65年目の夏、あの日あとき」 イ講演会等関係者の労苦等を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会(シンポジウム(6月6日(日))、フォーラム(8月8日(日))朗読会)、トークショ-等を計画的に開催し、平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。</p> <p>平和祈念展</p> <p>(20年度) 平成20年8月に「平和祈念展(銀座展)」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。</p> <p>(21年度) 平成21年8月8日(土)～11日(火)の4日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー(予定)で開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。</p> <p>(22年度) 平成22年8月10日(火)～15日(日)の6日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー(予定)で開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。 なお、開催するに当たっては、特別企画展「終戦記念特別展 65年目の夏、あの日あとき」と連携した企画を工夫することにより平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。</p> <p>地方展示会 ア直轄の地方展示会</p> <p>(20年度) 平成20年6月に「平和祈念展」を愛知県名古屋市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。</p> <p>(21年度) 平成21年6月4日(木)～9日(火)の6日間に「平和祈念展」を兵庫県神戸市さんちかホール(予定)などで開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>平和祈念展示資料館の入館者等に対するアンケートを実施し、意見・要望の把握を行う。</p> <p>ホームページを利用した提供を行う。</p> <p>展示の幅を広げるために、関係資料の貸出しを行う。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「基金解散後の資料等の在り方の検討状況」という。)を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	<p>アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得よう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>	<p>(22年度) 削除 イ委託事業の地方展示会 (20・21年度) 関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。</p> <p>(22年度) 地方展示会は、関係団体への委託により全国各地で計画的に開催する。</p> <p>アンケートの実施 (20年度) 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる。</p> <p>(21年度) 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得よう展示内容の充実を図るとともに、アンケート結果を以後の展示内容に適切に反映させる。</p> <p>(22年度) 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展の入場者に対して、アンケートを実施し、それぞれ過半数の者から満足した旨の回答を得よう展示内容等の充実を図る。</p> <p>関係資料の貸出し (20・21年度) 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p> <p>(22年度) 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを行う。</p> <p>(4) 基金解散後の資料等の在り方(23年度は事業終了のため削除) (20年度) 在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつつ、資料整理(棚卸し)等の準備作業を適切に進める。</p> <p>(21年度) 在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、20年度に行った準備作業の報告書を基に、移管用データファイル及び目録を作成し、移管作業を適切に進める。</p> <p>(22年度) 在り方の検討結果を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料データベースの整備等を適切に進める。 なお、総合情報データベースシステムについては、ハードディスクを含め、サーバー機器全体を新たにレンタルし、データとともに国へ移管する。</p> <p>(5) インターネット資料館の構築 (21年度) 資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>2 調査研究</p> <p>(1)関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握を進める。</p> <p>(2)外国に所在する関係資料の調査を行う。</p> <p>(3)これまでの調査研究の成果を後世に分かりやすく伝えることができるよう、基金解散までの間にそのとりまとめを行う。</p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1)記録の作成・頒布</p> <p>調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムを構築する。</p> <p>ホームページ等を利用した提供を行う。</p> <p>調査研究の成果の出版、証言集の作成等を行う。</p>	<p>2 調査研究</p> <p>(1)労苦の実態把握</p> <p>基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(2)外国調査の実施</p> <p>これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1)記録の作成・頒布</p> <p>総合データベースの構築</p> <p>調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。</p> <p>調査研究の成果の出版等</p> <p>調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。</p>	<p>(22年度)</p> <p>(5)インターネット資料館の運用(23年度は事業終了のため削除)</p> <p>資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、昨年度開設したインターネット資料館を適切に運用し、国へ移管する。</p> <p>2 調査研究</p> <p>(1)労苦の実態把握</p> <p>(20年度)</p> <p>関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(21年度)</p> <p>基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(22年度)</p> <p>削除</p> <p>(2)外国調査の実施</p> <p>(20年度)</p> <p>ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等から収集した資料に基づき戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行う。</p> <p>(21年度)</p> <p>基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。</p> <p>(22年度)</p> <p>削除</p> <p>3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等</p> <p>(1)記録の作成・頒布</p> <p>総合データベースの構築</p> <p>(20年度)</p> <p>調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎18』(130件)の電子データ化を効率的に推進する。</p> <p>(21年度)</p> <p>調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎19』(134件)の電子データ化を効率的に推進する。</p> <p>(22年度)</p> <p>削除</p> <p>調査研究の成果の出版等</p> <p>(20年度)</p> <p>労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度～23年度計画(22年度は変更後)
<p>(2) 講演会等の実施 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、全国各地において、講演会等を積極的に実施する。</p>	<p>出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。 また、全国の公立図書館、小中学校等に配布することにより、関係者の労苦について国民の理解の促進と関心の高揚を図る。</p> <p>(2) 講演会等の実施 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、平成22年9月までの2年6月間において10回以上開催する。</p> <p>戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、平成22年9月までの2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p>	<p>また、労苦調査及び外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料の調査研究の成果について、基金解散後においても活用できるようその方策について検討する。</p> <p>調査研究の成果の電子化 (21年度) これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化する。</p> <p>(22年度) 削除 出版物等の活用(23年度は事業終了のため削除) (20年度) 出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー(個人視聴)において視聴できるようにし、積極的活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。 また、平成16年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。</p> <p>(21・22年度) 出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー(個人視聴)において視聴できるようにし、積極的活用を図る。</p> <p>(2) 講演会等の実施 講演会等の開催 (20年度) 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを京都府舞鶴市で開催する。この他、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは1,000人以上、後者のフォーラムでは300人以上とする。</p> <p>(21年度) 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に地方(場所未定)で開催する。 また、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、それぞれ300人以上とする。このほか、地方で講演会を3回開催する。</p> <p>(22年度) 削除 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催(23年度は事業終了のため削除) (20・21年度) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p> <p>(22年度) 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、計画的に開催する。なお、開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>(3) 語り部の育成 関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成する。</p> <p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する慰霊事業等に対する助成を行う。</p> <p>4 書状等の贈呈事業 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件を迅速に処理する。</p>	<p>校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代の労苦理解の一層の促進を図るとともに、一般国民の関心の喚起を図る。</p> <p>(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。</p> <p>(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う</p> <p>4 書状等の贈呈事業 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。</p>	<p>校内放送番組制作コンクールの実施 (20・21年度) 全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。 (22年度) 削除</p> <p>(3) 語り部の積極的活用(23年度は事業終了のため削除) (20年度) 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、これまで育成してきた「語り部」を平和祈念展示資料館に年間延60人配置するとともに、東京近郊の学校14校に派遣するなど、「語り部」を積極的に活用する。 (21年度) これまで育成してきた「語り部」を東京近郊の学校14校に派遣するほか、ゴールデンウィーク、夏休み期間中などに、平和祈念展示資料館において「語り部」コーナーを設け、年間延60人の「語り部」を配置する。 (22年度) 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、平和祈念展示資料館において、ゴールデンウィーク、夏休み期間中に、いわゆる「語り部」を配置するほか、団体入館者の要望に応じるなど、延40人以上の「語り部」を配置する。</p> <p>(4) 催し等への助成(23年度は事業終了のため削除) (20・21年度) 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し助成を行う (22年度) 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭及び現地慰霊訪問に対し助成を行う。</p> <p>4 書状等の贈呈事業 (20年度) 関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。 (21年度) 削除</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>(4) 特別記念事業実施の周知 特別記念事業の実施に当たっては、できる限り多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう、特別記念事業の意義及び内容について積極的かつきめ細かに広報活動を実施するとともに、書状等贈呈事業の既贈呈者へのお知らせを実施することにより、その周知の徹底を図る。</p> <p>(5) 標準期間の設定等 関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。 書状等贈呈事業の贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については3週間 書状等贈呈事業の贈呈者であって、以外の者については1か月 上記以外の者については3か月</p> <p>(6) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑を、関係者等と調整の上、各々建立する。なお、これに要する経費については、廃止法第2条の規定に基づき基金の資本金を取り崩して充てる。</p>	<p>(2) 特別記念事業実施の周知 本事業の請求期限が平成21年3月31日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり周知活動を展開するものとする。 また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。</p> <p>(3) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p> <p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。</p>	<p>(2) 特別記念事業実施の周知 (20年度) 本事業の請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえ、新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報を行うとともに、地方公共団体及び関係機関と緊密な連絡を図り、都道府県・市区町村の広報紙への掲載依頼及び老人福祉関係機関に対する直接広報、並びに基金及び関係団体主催の講演会等の場における相談員の配置による広報等、広範かつ積極的な広報活動を実施し、関係者への周知を図る。また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別に特別記念事業のお知らせを行い、特別慰労品の請求を案内する。 (21年度) 削除</p> <p>(3) 標準期間の設定(21年度は(2)) (20年度) 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。 (21年度) 審査期間(3か月)内に処理をする。 (22年度) 削除</p> <p>(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 (20・21年度)(21年度は、「(4)」を「(3)」に改める。) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。</p> <p>3 特別記念事業(23年度は事業終了のため削除) (22年度) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑は、22年7月までに建立し、国へ移管する等の特別記念事業を適切に行う。</p>

第2次中期目標（変更後）	第2次中期計画（変更後）	20年度～23年度計画（22年度は変更後）																								
<p>6 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給 戦後強制抑留者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）に対して特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。</p> <p>(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。</p> <p>(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。</p> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	<p>6 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。</p> <p>(2) 特別給付金支給事業の請求期間 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。</p> <p>(3) 特別給付金支給事業に要する経費 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する</p> <table border="1" data-bbox="700 1199 1341 1486"> <thead> <tr> <th>本邦への帰還の時期の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知 特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	本邦への帰還の時期の区分	金額	昭和23年12月31日まで	25万円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	昭和30年1月1日以降	150万円	<p>4 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給 (22・23年度) 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。</p> <p>(2) 特別給付金支給事業の請求期間 (22・23年度) (23年度は、アンダーライン部分の1つ目を削除、2つ目を追加) 戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める<u>期日の翌日</u>（平成22年10月25日）から平成24年3月31日までとする。</p> <p>(3) 特別給付金支給事業に要する経費 (22年度) 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する (23年度) 特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め44億円とする。特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する</p> <table border="1" data-bbox="1442 1199 2380 1486"> <thead> <tr> <th>本邦への帰還の時期の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和23年12月31日まで</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>昭和30年1月1日以降</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知 (22・23年度) (23年度はアンダーライン部分を削除) 特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に給付できるよう、<u>特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するほか、新聞等による広報、ホームページへの掲載</u>などきめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。</p>	本邦への帰還の時期の区分	金額	昭和23年12月31日まで	25万円	昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円	昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円	昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円	昭和30年1月1日以降	150万円
本邦への帰還の時期の区分	金額																									
昭和23年12月31日まで	25万円																									
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円																									
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円																									
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円																									
昭和30年1月1日以降	150万円																									
本邦への帰還の時期の区分	金額																									
昭和23年12月31日まで	25万円																									
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円																									
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円																									
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円																									
昭和30年1月1日以降	150万円																									

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>(5) 標準期間の設定 関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。 特別記念事業の贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 上記以外の者については3か月</p>	<p>(5) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 上記以外の者については3か月</p> <p>(6) 申請者への通知 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。</p>	<p>(5) 特別給付金の支給のための準備 (22年度) 「特別給付金の支給事務実施規程」を策定し特別給付金の円滑な支給のための事務処理体制を整えるとともに、受付開始に向けて早急かつ確実に準備事務を行う。 (23年度) 削除</p> <p>(6) 標準期間の設定 申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。 (22年度) 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月 上記以外の者については3か月 (23年度)(23年度は(5)) 特別記念事業の既贈呈者であって、基金からのお知らせを受けて請求してきた者については1か月 上記以外の者については3か月</p> <p>(7) 申請者への通知 (22・23年度)(23年度は(6)) 特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。</p> <p>(7) 地方公共団体との連携 (23年度) 特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>6 その他の重点事項</p> <p>(1) 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p> <p>(2) ホームページの内容の充実を行い、各事業年度においてアクセス数が75万件以上となるよう努める。</p> <p>(3) 地方公共団体との連携強化を推進する。</p>	<p>6 その他の重点事項</p> <p>(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。</p> <p>(2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。</p> <p>(3) 地方公共団体との連携 特別給付金支給事業等の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。</p>	<p>6 その他の重点事項 (20年度は「6 その他の重点事項」、21年度は「5 その他の重点事項」、22年度は「6 その他の重点事項」、23年度は削除)</p> <p>(1) 効果的な広報 (20年度) 当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p> <p>(21年度) 当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」を作成、配付する。 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p> <p>(22年度) 平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p> <p>(23年度) 削除</p> <p>(2) ホームページの充実 (20・21年度) 常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。</p> <p>(22年度) 常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、平成22年4月から9月までの6か月間のアクセス件数の目標を38万以上とする。</p> <p>(23年度) 削除</p> <p>(3) 地方公共団体との連携強化 (20年度) 平成20年9月に「都道府県実務担当者会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」等を地方公共団体あてに配布し、特別記念事業及び書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。</p> <p>(21年度) 地方公共団体との連携 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別慰労品の贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図る。</p> <p>(22・23年度) 地方公共団体との連携(23年度は第2の(7)) 特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>(4) 全国の関係資料館とのネットワーク化を推進する。</p> <p>(5) 外国の関係機関との関係の強化を目指す。</p> <p>(6) 基金の解散に向けた業務の整理を計画的に実施する。また、整理合理化計画に基づき、解散に伴う職員の雇用問題について適切に対処する。</p>	<p>(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。</p> <p>(5) 外国の関係機関との関係強化 外国における関係機関との間の関係の強化を目指す。</p> <p>(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。</p>	<p>(4) 関係資料館とのネットワーク化 (20年度) 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。 (21年度)(5の(4)関係資料館との連携) 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努めるほか、沖縄で開催する特別企画展及び神戸市で開催する平和祈念展においては、関係資料館との連携し、展示資料の充実を図る。 (22年度)(5の(4)関係資料館との連携) 基金と運営目的が類似している資料館との連携に努める。 (23年度) 削除</p> <p>(5) 外国の関係機関との関係強化 (20年度) ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。 (21年度) 削除</p> <p>(6) 職員の雇用問題 (20・21年度)(21年度は、5の(5)職員の雇用問題) 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。 (22年度) 削除</p> <p>(7) 基金記録史の作成 (20年度) 基金の記録史作成のため、これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集する。 (21・22年度)((6)基金記録史の作成・掲載) これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。 (23年度) 削除</p> <p>(7) 書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原義の電子化 (21年度) 基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原義を国に引き継ぐため、CD-R化を行う。 (22年度当初)(4の(5)書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原義等の移管作業) 基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原義を国に移管する作業を着実にを行う。 (23年度) 削除</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 運用資金を適切に運用して自己収入の確保に努め、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金 が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延 が生じた場合である。</p> <p>第6 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はな い。</p> <p>第7 剰余金の使途 1 特別企画展等の充実 2 入館者サービス、情報提供の質的向上のための 整備の充実 3 関係資料の充実 4 調査研究の充実 5 広報の充実</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>2 人事に関する計画 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識の向 上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の 推進を図ることにより、適切な内部事務を遂行す る。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 (20・21・22・23年度) 運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添の とおり。</p> <p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 職員の研修 (20・21年度) 職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても能力開発の推進と意識の向上を図る。 (22年度) 削除</p>

第2次中期目標(変更後)	第2次中期計画(変更後)	20年度~23年度計画(22年度は変更後)
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>2 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p> <p>3 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>4 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>3 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p> <p>(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。</p> <p>(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。</p>	<p>2 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 環境対策 (20・21・22・23年度) 環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。</p> <p>(2) 危機管理 (20・21・22年度) 平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。 (23年度) 削除</p> <p>(3) 職場環境 (20・21・22・23年度) メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。</p> <p>(4) 内部統制・ガバナンス強化 (20年度) 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。 (21・22・23年度) 役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。</p> <p>4 基金の解散に向けた取組 (23年度) 基金の解散に向け、これまでの業務の整理等を適切に行う。</p>